

健康保険法施行規則第 53 条第 1 項第 5 号等に規定する厚生労働大臣が定める方法（仮称）等
に関する意見募集の結果について

令和 6 年 11 月 29 日
厚生労働省
保険局医療介護連携政策課

健康保険法施行規則第 53 条第 1 項第 5 号等に規定する厚生労働大臣が定める方法（仮称）等について、令和 6 年 10 月 11 日（金）から同年 11 月 9 日（土）まで御意見を募集したところ、5 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	被保険者であることを確認する方法が追加されるところ、いずれも「マイナンバーカードとともに、・・・を提示する」というもので、マイナカードがセットになっており、「マイナカードは当然持っている」ものとみなしているが、そもそもマイナカード発行は任意だったはずであり、セキュリティの面でもいまだに不安が払しょくされていないカード所有を前提とするような今回の件には反対。	本告示は、あくまでマイナンバーカードを利用して電子資格確認が実施できなかった場合の資格確認方法を規定したものです。マイナンバーカードをお持ちでない方は、健康保険証又は資格確認書により資格確認を行うこととなります。
2	マイナンバーカードに保険証を紐付けすることで病院側の機器や手間が増えること、データが即時反映しないことによる病院掛け持ちの際の連絡の行き違い、ひとつに集約することによる危機管理の脆弱性など現行の方法には問題しか無く、今一度振り出しに戻って設計を考え直すべき。	マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、過去の薬剤情報や特定健診の結果など、患者本人の健康医療に関する多くのデータに基づいた、より良い医療を受けていただくことが可能になるほか、医療機関・薬局や医療保険者等にとっても事務コストの削減にもつながるなど多くのメリットがあると考えており、こうしたメリットを、いち早く多くの国民の皆様享受到いただくため、法律で定められたスケジュールに沿って、マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行に向けて取り組んでまいります。 また、全ての方が安心して確実に保険診療を受けていただける環境整備に取り組むこととしており、国民の皆様の不安の解消に向けた対応を丁寧に講じながら進めてまいります。
3	マイナ保険証化した場合には基本的に保険者から「資格情報のお知らせ」が交付され、またマイナ保険証化していない場合には「資格確認書」が交付されるとのことだが、マイナ保険証が病院窓口で読み取れない場合に資格情報のお知らせを提示する方法を認めるのであれば、資格確認書	資格情報のお知らせについては、マイナ保険証を利用している場合に自身の資格情報を簡単に確認できるほか、オンライン資格確認の義務化対象外の施設等を含め、マイナンバーカードを利用して電子資格確認が実施できなかった際の受診にお使いいただけるもので

	を全被保険者に交付してしまっても問題ないのではないかと考える。実際にはマイナ保険証化している場合でも被介護者など特別な事情がある場合には資格確認書の交付を認めていることから被保険者ごとに資格情報のお知らせと資格確認書に分けることは不合理極まりないと考えられる。	あるため、資格確認書とは別の性質のものであると考えています。 また、法律上、資格確認書は、被保険者が医療機関等でマイナ保険証によってオンライン資格確認を受けることができない状況にあるときに交付するものであるため、そうした特段の事情もなく、資格確認書を交付することは、法律上の規定の趣旨を踏まえると適当ではないものと考えています。
4	○ 「電子資格確認が実施できなかった場合」のうち、「資格（無効）」、「資格情報なし」と表示された場合は、基本的に患者本人またはその家族が保険資格にかかる手続き（個人番号の提出や保険者が実施した真正性の確認への対応含む）を行わないために発生するものであり、そのような場合にまで安易に資格情報のお知らせ等を用いた資格確認を認めることは、かえって適正な資格管理を阻害する要因になると考えられる。マイナンバーカードを持ち、カードの不具合や医療保険者・事業所等の手続き不備を主張しさえすれば保険診療が受けられるということになれば、資格喪失後に手続きを行わずに前に加入していた医療保険の資格を騙って受診することは容易になるため、なりすまし受診（資格喪失後受診）のリスクはかえって高まる。「マイナ保険証を基本とする仕組みにしたらかえってなりすまし受診が増えた」ということにならないためにも、「資格（無効）」、「資格情報なし」と表示された場合については認めない又はある程度の制限を設けることとしていただきたい。	○ 「資格（無効）」、「資格情報なし」と表示された場合については、有効な保険資格があるにもかかわらず、保険者の異動があり、新たな保険者が資格情報をシステムに登録していない又はデータの確認作業が終了していない場合にも表示されるものであり、必ずしも本人による手続きが行われていない場合に限られるものではないため、「電子資格確認が実施できなかった場合」に含めています。 患者が有効な保険資格があることを前提に、マイナンバーカードによる本人確認を経た上で、このような取扱いを認めているところですが、これにより、必ずしもなりすまし受診のリスクが高まるものではないと考えています。 なお、マイナンバーカードによるオンライン資格確認の結果、「資格（無効）」と表示された場合は旧資格で請求することが可能です。

	○ 令和6年12月2日以降の医療保険の資格確認方法の省令等整理にあたり、「どの資格確認方法においてどの情報が提供可能か」「情報を提供することにより患者が得られるメリットや留意点」について、その取扱いを正当化する根拠も含めて、改めて整理し、国民に説明すべきではないか。それなしに「マイナ保険証を基本とした、すべての方が安心して保険診療を受けられる仕組み」は実現しえないと考える。	○ オンライン資格確認を導入した医療機関等においては、保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含め、本人の資格情報を確認できるほか、マイナ保険証の場合には、厳格な本人確認の下、同意を得た上で、本人の診療情報や薬剤情報等を閲覧することができます。こうしたオンライン資格確認やマイナ保険証のメリットについて、引き続き周知してまいります。
5	○ 機器が何らかの事情で使えない状態の時にマイナンバーカードと資格情報通知書を提示するとなっているが、保険者によっては再発行について取扱いが別れており、再発行しないと紛失時に扱いが困るので資格情報確認通知書の再発行は行えるようにしてもらいたい。 ○ 後期高齢者医療制度加入者については、当面マイナンバーカードの利用登録有無に関わらず資格確認書を送付し、資格情報通知書は来年7月まで出さないとしている保険者がある。この取扱いについてはやむを得ない点はあるが、マイナ保険証の利用促進に逆行する点やマイナ保険証を希望している人に資格情報確認通知書を出さないのはデジタル化推進からどうかと思われる。希望する人には手上げ方式で良いので発行するようにすべき。	○ 資格情報のお知らせの、き損・滅失による再交付申請があった場合は、再交付する必要がある旨別途お示ししているところです。 ○ 後期高齢者は、ITに不慣れなどの理由で、マイナ保険証への移行に一定の期間を要すると考えられるほか、75歳到達や転居に伴う後期高齢者医療への加入に際し資格取得届出の提出が省略されており、本人が十分認識しないまま、現行の保険証が失効しマイナ保険証のみになるケースがあります。このため、暫定的な運用として、来年夏までの間、現行の保険証が失効する後期高齢者に、資格確認書を職権で交付することとしています。その上で、後期高齢者医療へ加入し資格確認書の交付を受けても、マイナ保険証の利用を希望する方は、マイナ保険証を使っていたことが可能であるとともに、仮にマイナ保険証を使ったが何らかの事情でオンライン資格確認を行えなかった場合であっても、資格確認書の

	○ 資格確認ができなかった場合とは、機械の不調、故障のほか、停電時や災害時も含めると解して良いか。	提示又はマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報の画面をマイナンバーカードとともに提示することで資格確認を行うことが可能であることから、資格情報のお知らせが必要となる場面は想定されないと考えます。 ○ 停電や災害等についても資格確認ができなかった場合に含まれます。
--	--	---

※ 今回の意見募集に直接関係のない御意見については、個別の回答はいたしません。